

# 平成27年度財政援助団体監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成27年度に実施した財政援助団体監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を平成29年3月27日に受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 渡部 直樹  
佐渡市監査委員 猪股 文彦

## 改善措置等の状況

提出させるべきである。  
また、要綱上の補助対象経費については、佐渡市の支出項目に準じた項目単位で規定し、補助対象経費と対象外経費を明確に分けるべきである。

【平成26年度佐渡市産業振興事業補助金（商工会運営事業補助金）関係】

## 改善措置等の状況

1 財政援助団体（両津商工会・相川町商工会・畑野商工会・小木町商工会）に対する指摘事項

(1) 数値の不一致や記載漏れ等の不備について直ちに是正させるとともに、関係書類の作成にあたっては十分に注意し、正確な記載に努めるよう指導した。（各該当商工会に照会し、是正したことを確認済み）

(2) 新潟県商工会連合会から「商工会職員服務規程」の改正について指導を受け、駐車場料金を旅行雑費として支給するよう市内全商工会で同規程の改正を行った。（平成29年4月1日施行）

## 2 産業振興課に対する指摘事項

(1) 補助金交付要綱に規定のない事業を運用基準で補助対象としていた。運用基準は、要綱に規定された事項について統一的な運用を図

るため、その具体的な取り扱いを定めるものである。要綱にある補助対象の要件とは別の要件を運用基準で定めることは適正とはいえない。要綱において一括して明確に規定すべきである。

(2) 補助金交付要綱では、補助対象経費を事業名で規定し、その事業に係る経費の全てを補助対象としているため、支出実態については一枚一枚の伝票を確認しないとわからない状況となっている。補助対象経費の支出実態の確認をせず、提出された決算書のみを確認していたため、酒類を含んだ懇親会等の飲食費や、酒類を伴った研修旅行を補助対象として補助金を交付するなど、不適切な処理が確認された。

補助対象経費としての妥当性を確認するためには、それらの支出伝票を確認するか支出項目一覧を

(1) 佐渡市産業振興事業補助金交付要綱において補助事業を一括して規定する改正を行い、平成28年4月1日から施行済み。

(2) 補助対象経費については、市の支出項目に準じて節単位で規定することとし、実施要領を新たに作成し盛り込んだ。なお、同要領には適用範囲について具体例を挙げて明確化を図っている。

補助対象経費としての妥当性の確認については、支払元帳等会計資料の提出を求め、その内容をチェックする方法で、不適切処理の抑止につながるよう平成28年度から抽出により実施している。また、今回の監査に係る指摘事項及び意見については、書面により各商工会に周知した上で、平成27年度決算（実績報告）から、飲食費等の社会通念上不適切と思われる経費は補助対象外として処理している。

(1) 実績報告書の収支決算書において、数値の不一致や記載漏れ等の不備が見受けられた。補助金交付額に影響するような内容ではなかったが、関係書類の作成にあたっては十分に注意し正確な記載に務められたい。

(2) 職員の旅費について、旅費規程にない駐車場料金を支給している団体があった。

必要性が認められる経費であれば、旅費規程に定めた上で支給されたい。